

長崎労働局発表  
令和元年7月29日（月）

長崎労働局 職業安定部  
職業安定課長 橋本 堅治  
職業指導主任 土橋 翔悟  
電話 095-801-0040（内線：458）

## 出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーンを8月に実施します

### 【ポイント】

○児童扶養手当受給者の8月の現況届提出時に合わせ、ハローワークが自治体に出向いて児童扶養手当受給者の就労相談を受け付ける臨時相談窓口等を設置する。（一部自治体を除く）

厚生労働省では、児童扶養手当受給者や生活保護受給者等（以下「生活保護受給者等」という。）の就労促進を図るため、生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「生保事業」という。）を実施しています。

生保事業では、自治体からハローワークに対して就労支援を要請された方を支援対象者とし、自治体職員やハローワーク職員等から構成される就労支援チームにより各対象者のニーズや状況等に応じて策定された支援プランを基に、ハローワークが、キャリアコンサルティングや職業相談・職業紹介等の就労支援のほか、必要に応じて就労後のフォローアップまで、就労支援チーム内で連携を図りながらきめ細かな支援を行い、就労による自立を目指しています（長崎労働局（局長 金成 真一）における過去の実績については別紙1を参照。）。

児童扶養手当受給者については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月28日 厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部決定（平成31年1月24日改訂））に基づき、就労支援や正社員就職の取組を着実に進める必要があります。

そこで、厚生労働省では、児童扶養手当受給者が自治体に現況届を提出する8月に合わせ、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と題し、児童扶養手当受給者を支援するための取組を重点的に実施します（別紙2参考）。

長崎労働局における取組の概要は下記のとおりです。

記

- 1 開設日等 別表のとおり
- 2 主な内容 自治体庁舎内に、ハローワークの臨時相談窓口等を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施

別表：長崎県内における臨時相談窓口等の設置予定

	自治体	開設日等	管轄安定所
臨時 相談 窓口	諫早市 (市役所内本館2階)	8月毎週木曜日 (10:00～15:00)	ハローワーク諫早(職業相談第二部門) 0957-22-4329
	大村市 (大村市こどもセンター)	8月5、19日 (10:00～15:00)	ハローワーク大村(職業相談部門) 0957-52-8609
	平戸市 (平戸商工会議所2階会議室)	8月2、30日 (10:00～15:30)	ハローワーク江迎(職業相談部門) 0956-66-3131
	松浦市 (松浦市地域職業相談室)	8月7、21日 (10:00～15:00)	ハローワーク江迎(職業相談部門) 0956-66-3131
	対馬市 (上県行政サービスセンター)	8月5、27日 (10:30～15:00)	ハローワーク対馬(職業紹介部門) 0920-52-8609
	南島原市 (有家庁舎1階会議室)	8月21日 (13:30～16:00)	ハローワーク島原(求人・特別援助部門) 0957-63-8609
	長与町 (役場1階第3相談室)	8月7、21日 (14:00～15:30)	ハローワーク長崎(職業相談第三部門) 095-862-8674
	時津町 (役場2階福祉課相談室)	8月7、21日 (10:20～11:50)	ハローワーク長崎(職業相談第三部門) 095-862-8674
	佐々町 (※「開設日等」欄に記載)	8月22日(役場1階会議室) 8月27日(佐々町総合福祉センター会議室) (両会場10:30～15:00)	ハローワーク佐世保(職業相談第二部門) 0956-88-2004
	新上五島町 (役場本庁3階会議室)	8月9、23日 (10:30～14:00)	ハローワーク五島(職業紹介部門) 0959-72-3105
常設 窓口	長崎市 (長崎市子育て支援課)	平日(8:45～17:00)	ハローワーク長崎(職業相談第三部門) 095-862-8674
	佐世保市 (市役所中央保健福祉センター2階 させぼ就職支援ルーム)	平日(9:00～17:00)	ハローワーク佐世保(職業相談第二部門) 0956-88-2004

※ 臨時相談窓口は10市町11か所で設置します(昨年は10市町12か所の設置。)

※ 掲載されていない自治体については、ハローワークと自治体庁舎が近接していること、

設置スペース等の理由により臨時相談窓口の設置は予定しておりませんが、ハローワークにおける相談は随時受け付けています。

※ 長崎市と佐世保市については、生保事業対象者向けの常設窓口を設置しておりますので、いつでも相談を受け付けております。

#### ○児童扶養手当

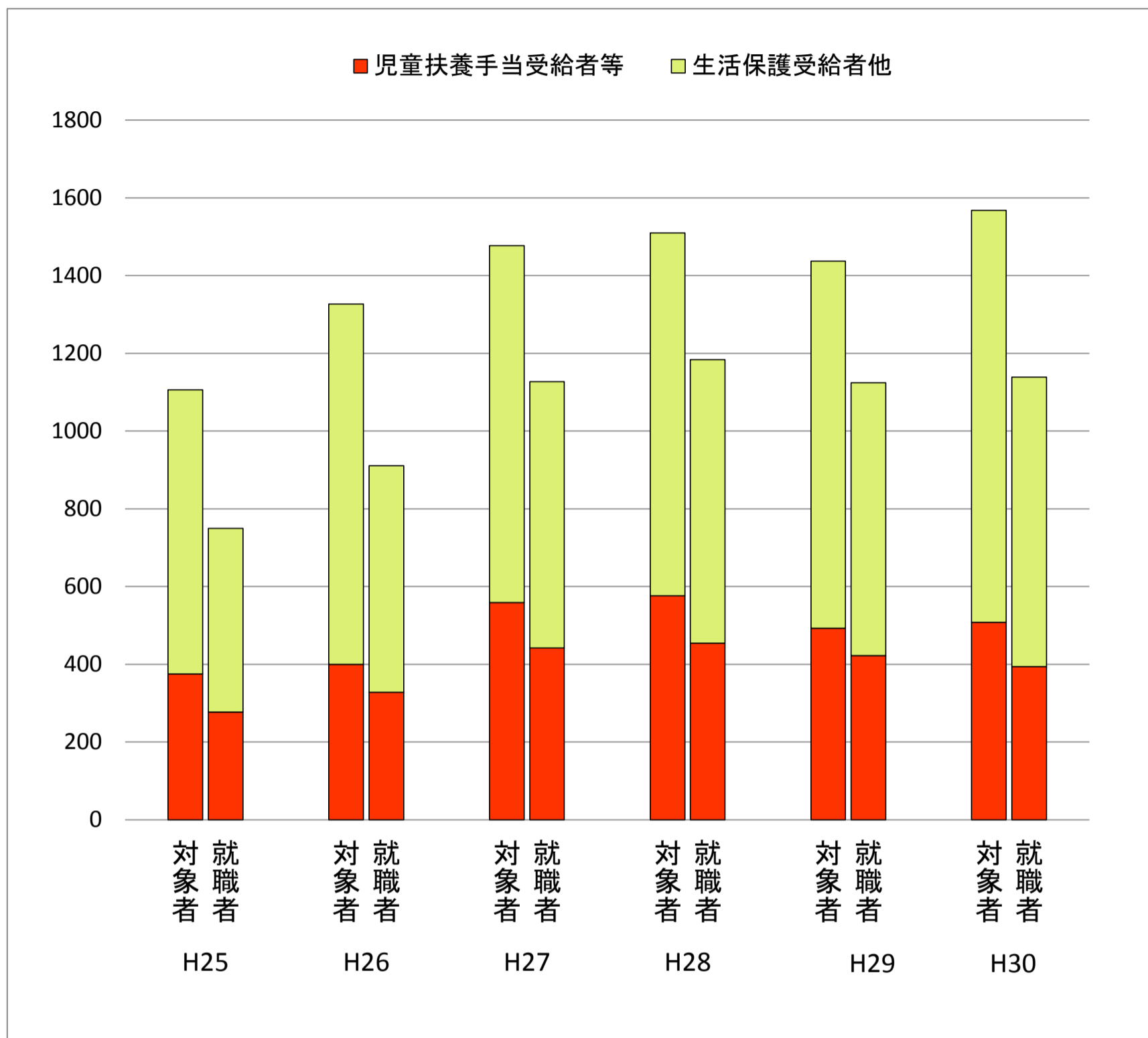
父母の離婚等により、父又は母が一人で育てている、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給されるもの。

支給対象者は18歳に達した後最初の3月31日までの間にある子（障害児の場合は20歳未満）を養育する父又は母等。

#### ○児童扶養手当受給者の現況届

児童扶養手当受給者は、児童扶養手当法施行規則第4条に基づき、毎年8月1日から8月31日までの間に、所得や対象児童の状況等の現況を、居住する市や町の担当窓口へ提出することとなっている。

## 長崎労働局における生活保護受給者等就労自立促進事業の実績推移

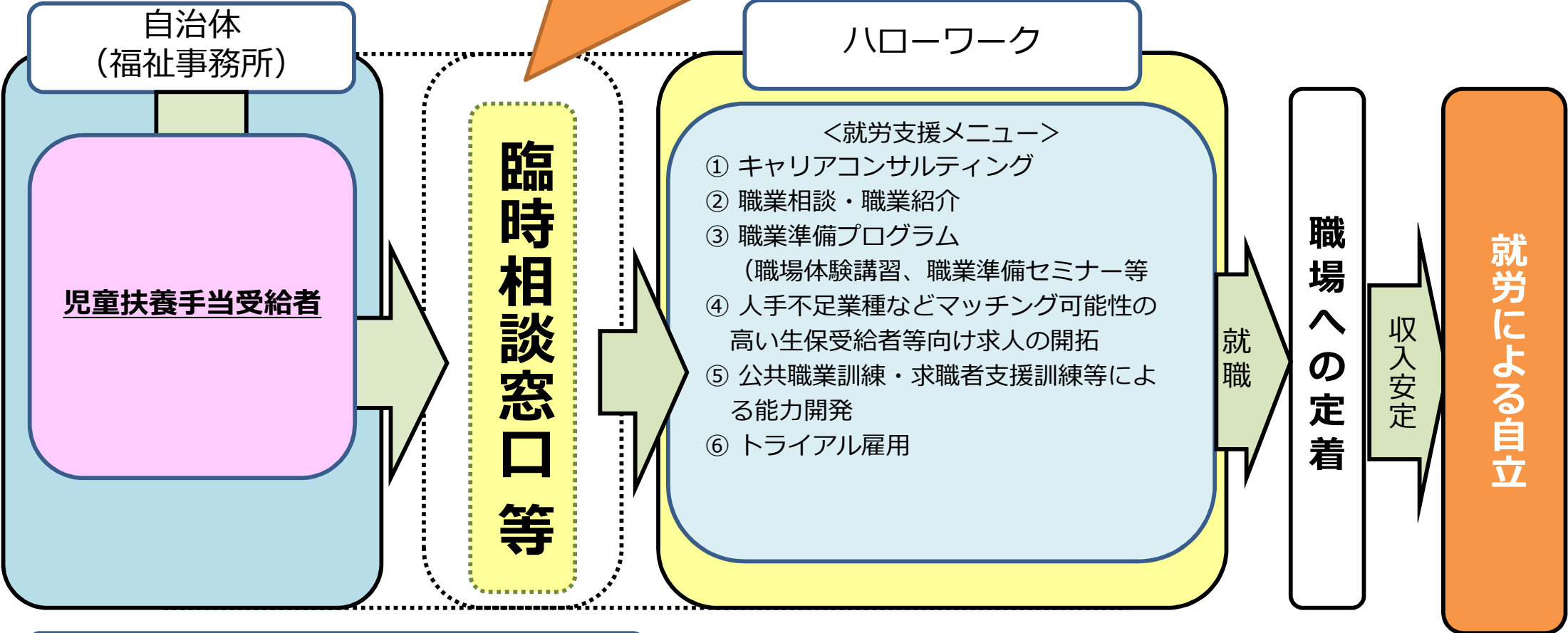


(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
支援対象者	1,106	1,327	1,477	1,510	1,437	1,568
うち児童扶養手当受給者等	375	400	559	576	493	508
就職件数	750	911	1,127	1,184	1,124	1,139
うち児童扶養手当受給者等	277	328	442	454	422	394

# 「出張ハローワーク！！ひとり親全カサポートキャンペーン」について

キャンペーン期間中、ハローワークが自治体に臨時窓口等を設置



臨時相談窓口等設置ハローワーク

ハローワーク長崎（長崎市は常設）、佐世保（佐世保市は常設）、諫早、大村、島原、江迎、五島、対馬